

(平成23年1月13日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認函館地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

3 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から同年9月までの期間、同年11月から49年1月までの期間、同年7月及び同年8月、同年11月から50年8月までの期間、同年11月から51年8月までの期間、同年11月から52年8月までの期間、同年11月から53年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年4月から同年9月まで
② 昭和48年11月から49年1月まで
③ 昭和49年7月及び同年8月
④ 昭和49年11月から50年8月まで
⑤ 昭和50年11月から51年8月まで
⑥ 昭和51年11月から52年8月まで
⑦ 昭和52年11月から53年3月まで

私の母親は、私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していた。両親は、自身の国民年金の保険料を全て納付しており、姉の分も一緒に納付していた。私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の加入手続及び保険料の納付を行っていたとする申立人の母親は高齢のため、当時の状況等について聴取できないことから、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年10月20日に申立人の妹と連番で払い出されていることが確認できることから、申立人の国民年金加入手続は、この時期に行われたものと推認でき、当該番号払出の時点で、申立期間①、②、③、④及

び申立期間⑤のうち、50年11月から51年6月までの期間は、時効により保険料を納付できない期間である上、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間⑤のうち昭和51年7月及び同年8月、申立期間⑥及び⑦については過年度納付が可能な期間であるものの、手帳記号番号が申立人と連番で払い出されている申立人の妹は、自身の国民年金の加入手続及び保険料納付は両親が行っていたと述べており、手帳記号番号払出の時点で過年度納付が可能な期間については、妹も申立人と同様に未納である。

加えて、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が各申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 9 月から 45 年 1 月 26 日まで

ねんきん特別便を確認したところ、A社（現在は、B社）に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日が昭和 45 年 1 月 26 日と記載されていたが、44 年 9 月からの期間において厚生年金保険料が給与から控除されていたと思うので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び同僚の供述から、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、B社に照会したところ、「申立期間当時の資料が無く、申立人の厚生年金保険料の控除については不明である。」と回答している上、申立期間当時、社会保険関係の事務を担当していたとする者は既に死亡していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立人と同日付けで厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる同僚は、「私は昭和 44 年 8 月下旬にA社に入社したと思う。」と供述している。

さらに、複数の同僚は、「A社には試用期間があった。」と供述しており、当該同僚について、同社に入社したとする日と前述の被保険者原票から確認できる厚生年金保険被保険者資格の取得日が一致しないことが確認できる。

これらのことから判断すると、当該事業所は従業員について必ずしも入

社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 2 月から 60 年 8 月まで

私は、申立期間において、以前に勤務していた事業所の先輩が事業主であるA社に勤務した。事業主のほか、従業員は私と同僚の二人だった。具体的な時期については覚えていないが、勤務期間中の12月の1か月間においてB国で技術指導をした。

申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時の事業主とする者は、「私は、A社を設立し、事業主として昭和56年9月28日から58年7月までの期間において勤務した。給与台帳等の資料は保存していないが、当時から書き付けていたメモによると、申立人が勤務していたのは56年10月6日から57年1月27日までの期間である。」と供述している上、申立期間について雇用保険の被保険者記録は確認できない。

また、戸籍の附票により、申立期間のうち昭和58年9月1日から申立期間後の61年9月2日までの期間において、申立人の住所がC県D区のE社の所在地に定められていたことが確認できるところ、申立人は、「当時、私は、E社の工場の一 corner で、F社の事業主から依頼された仕事をしていった。」と供述している。

これらのことから判断すると、申立人が申立期間において、A社の従業員として当該事業所に勤務していたとは考え難い。

さらに、当該事業所の前述の事業主は、「A社が厚生年金保険の適用事業所になったのは昭和57年6月1日であり、私もその日に厚生年金保険

に加入した。」と供述しているところ、適用事業所名簿によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当したのは昭和 57 年 6 月 1 日であることが確認でき、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、当該事業主が同日に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できる。

加えて、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立期間において、申立人の氏名の記載は無く、整理番号に欠番も無いことから申立人の記録が欠落したものとは考え難い上、申立人は同僚の氏名を記憶しておらず、申立期間において被保険者記録が確認できる者に照会したものの、申立人の申立期間当時の厚生年金保険の加入状況及び保険料の控除等について供述を得ることはできない。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。